

# 平成25年度 市町村財政の概要

## 1 市町村の概要

### (1) 団体数

平成26年3月31日現在における団体数は、市21、町村21、一部事務組合等(普通会計に属するもの)42となっています。

### (2) 人口

平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口は、県計2,098,176人、市計1,773,263人、町村計324,913人となっています。これを平成25年1月1日現在の人口と比べると、県計で11,904人(0.6%)、市計で9,809人(0.6%)、町村計で2,095人(0.6%)減少しています。

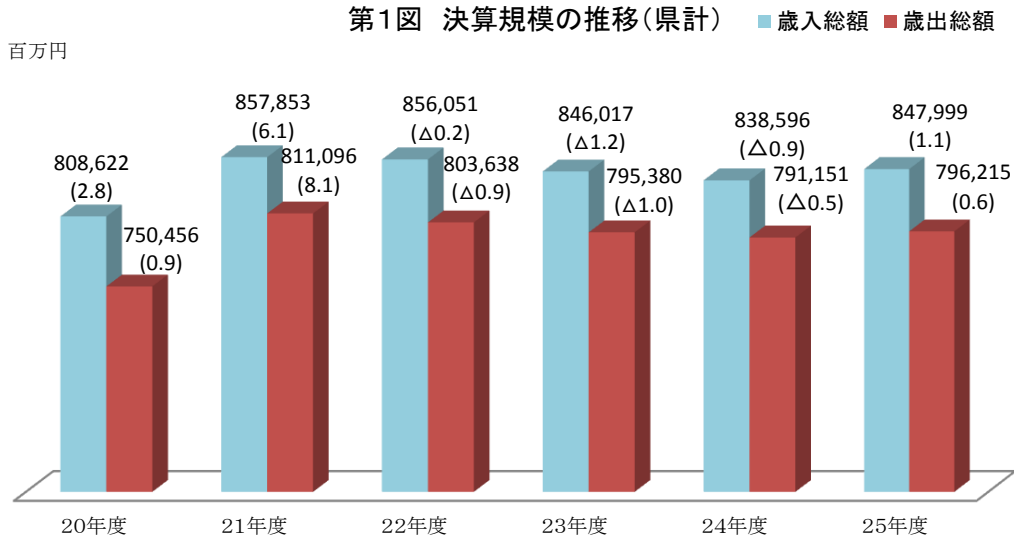
## 2 普通会計の決算状況

### (1) 総説

平成25年度の県内42市町村の普通会計決算では、昭和43年度以降連続して46年間、実質収支において黒字を計上することができました。

### (2) 決算規模

平成25年度における普通会計決算規模は、  
 歳入8,479億9,880万円(前年度8,385億9,589万円)  
 歳出7,962億1,491万円(前年度7,911億5,124万円)  
 で、対前年度伸び率は、歳入1.1%増(前年度0.9%減)、歳出0.6%増(前年度0.5%減)となり、歳入歳出ともに4年ぶりに前年度を上回る結果となりました。(第1図)



区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収支	実質単年 度収支
平成25年度	847,999	796,215	51,784	9,876	41,908	1,596	9,969
平成24年度	838,596	791,151	47,445	7,136	40,308	△ 4,758	5,886

(単位: 百万円)

### (3) 決算収支

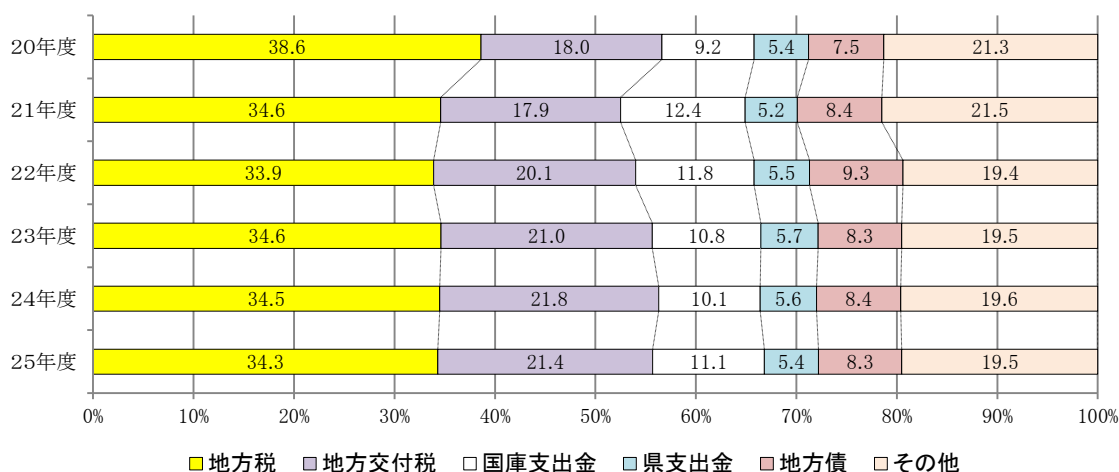
- 当該年度の決算上の赤字黒字を端的に示す実質収支(歳入歳出差引額から繰越明許等のために、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)は、419億832万円、全団体とも黒字となりました。
- 当該年度だけの収支を知るための単年度収支(当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、15億9,588万円の黒字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、11団体が黒字、10団体が赤字となっており、町村にあっては、8団体が黒字、13団体が赤字となりました。

- ・単年度収支に実質的な黒字要素と赤字要素を加減して表す実質単年度収支(財政調整基金への積立額と地方債の繰上償還額を黒字要素、積立金の取崩額を赤字要素とみなして加減した額)は、99億6,899万円の黒字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、16団体が黒字、5団体が赤字となっており、町村にあっては、10団体が黒字、11団体が赤字となりました。

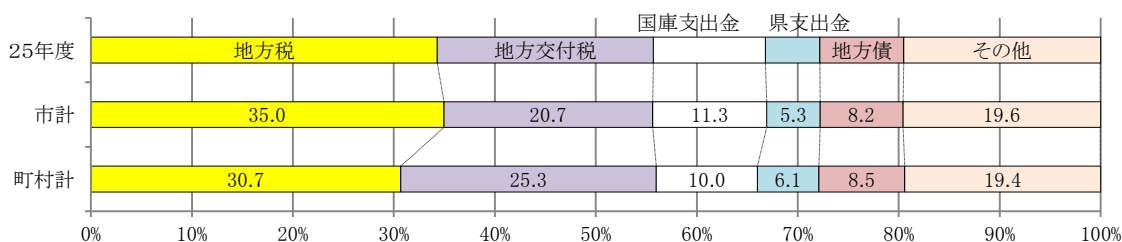
#### (4) 歳入

- ・歳入総額は8,479億9,880万円で、前年度に比べ94億290万円(1.1%)増加し、4年ぶりに増加となりました。歳入総額の主な内訳は、地方税2,907億2,323万円(構成比34.3%)、地方交付税1,814億3,799万円(構成比21.4%)、国庫支出金942億8,437万円(構成比11.1%)です。(第2図)
- ・歳入の対前年度伸び率を項目別に見ると、地方税は0.4%の増となりました。地方税全体の42.5%を占めている市町村民税は、個人住民税は0.7%の増、法人住民税は法人税率の引き下げに伴う法人税割の減等により7.8%の減となりました。固定資産税については、家屋の新增築の増等により、0.5%の増となっています。
- ・地方交付税は0.9%減と6年ぶりに減少となりました。なお、地方交付税の不足分として振り替えられる臨時財政対策債は増加(7.9%)し、これを加えた実質的な地方交付税は0.4%の増となります。
- ・国庫支出金は、地域の元気臨時交付金の創設等により11.6%の増となりました。また、その他については、株式等譲渡所得割交付金の増等により0.7%の増となりました。
- ・地方債は、臨時財政対策債が7.9%の増となりましたが、全体としては0.2%の減となり、3年連続の減となりました。なお、臨時財政対策債を除いた地方債は、7.1%の減となっています。

第2図 歳入構成比の推移(県計)



参考: 市と町村による構成比の違い



- ・市と町村を比較すると、町村は地方税収入の構成比が小さく、地方交付税の構成比が大きいことが分かります。市町村合併前の平成13年度決算においては、地方税の構成比が市は41.6%、町村は24.3%、地方交付税の構成比が市は12.8%、町村が33.0%とその傾向が顕著でしたが、市町村合併を経て、両者の違いは小さいものとなっています。

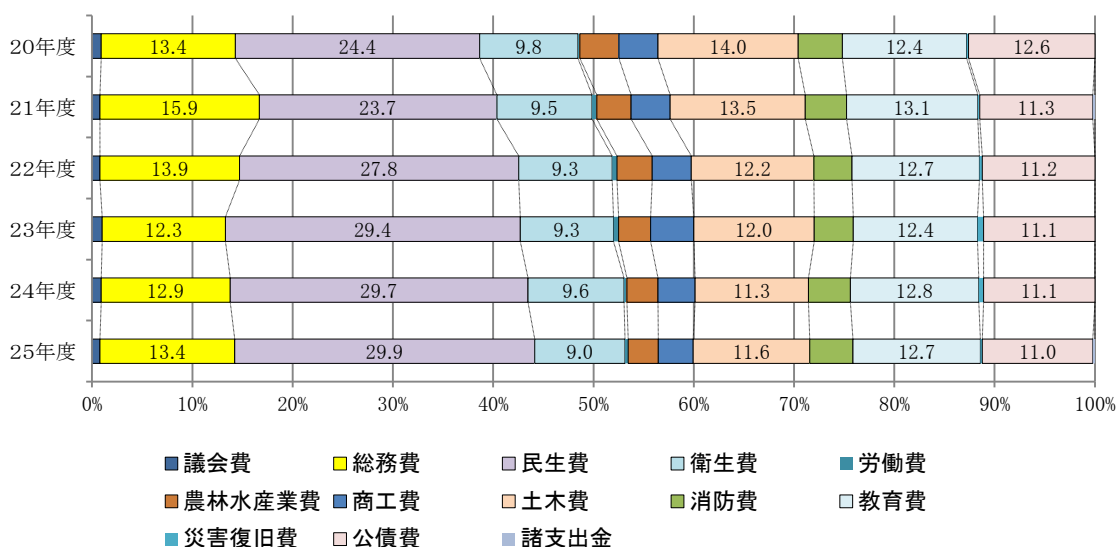
## (5) 歳出

- 歳出総額は7,962億1,491万円で、前年度に比べ50億6,367万円(0.6%)増加し、4年ぶりに前年度を上回りました。

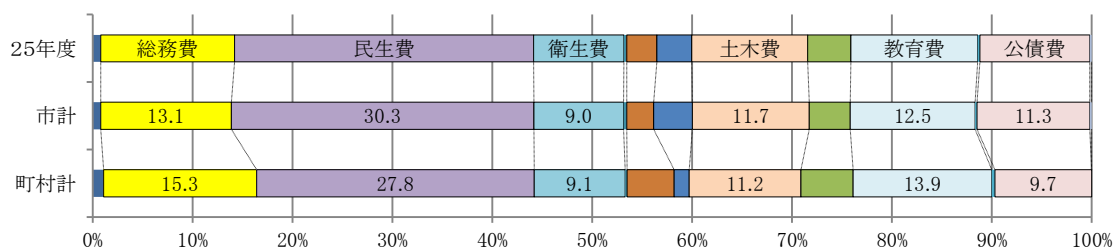
### 【目的別歳出】

- 目的別歳出の構成比は、民生費2,382億4,836万円(構成比29.9%)、総務費1,069億5,819万円(構成比13.4%)、教育費1,011億7,074万円(構成比12.7%)、土木費921億7,528万円(構成比11.6%)、公債費875億7,891万円(構成比11.0%)の順で、昨年度に引き続き民生費が最も大きい割合を占めました。また、これらの経費の合計が、歳出総額の78.6%を占めています。(第3図)
- 主な目的別歳出の対前年度伸び率を見ると、労働費(5.1%増)、総務費(4.8%増)、消防費(3.6%増)、土木費(3.5%増)等が増加、災害復旧費(65.5%減)、衛生費(5.6%減)、商工費(4.2%減)、議会費(3.2%減)等が減少となっています。
- 25年度の主な増減理由は、労働費は緊急雇用創出事業等による増、総務費は基金積立金の増、消防費は消防救急デジタル無線の整備事業等による増、土木費は公園整備事業や道路改良事業等による増、災害復旧費は災害復旧事業の完了等による減、衛生費はごみ焼却施設の整備完了等による減、商工費は中小企業等金融対策事業等の減、議会費は議員共済会負担金等の減です。

第3図 目的別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い

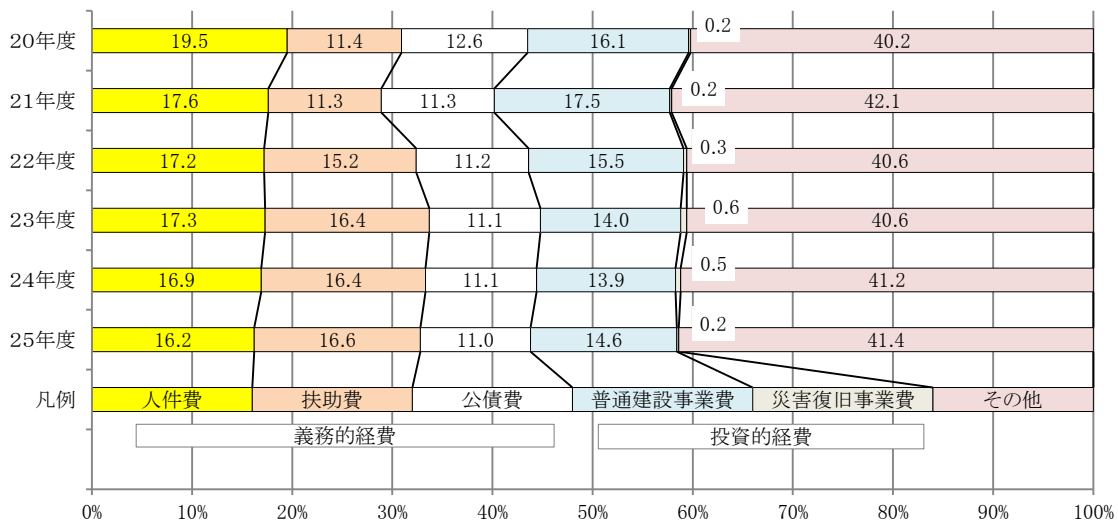


- 市と町村を比較すると、市の総務費の構成比が町村に比べて小さくなっていますが、これは、団体の規模が大きいこと、スケールメリットにより、システム等管理経費等が割安になっているためと考えられます。また、土木費や公債費の構成比は町村が小さくなっていますが、ここ数年の投資的経費の抑制効果が、財政規模の大きな市に比べ、より顕著に表れているものと思われます。

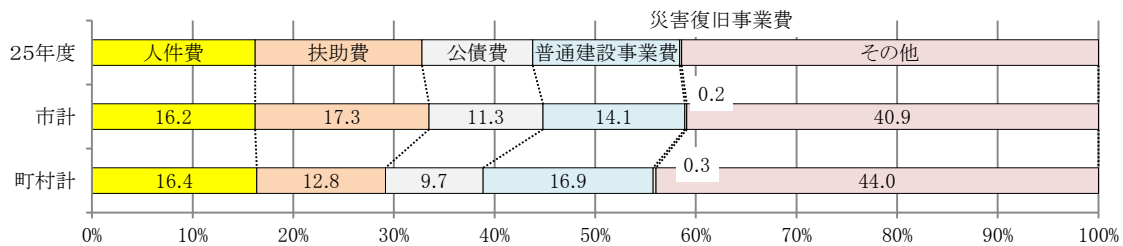
【性質別歳出】

- ・ 性質別歳出では、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、3,487億9,598万円(構成比43.8%)、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなる投資的経費は、1,175億8288万円(構成比14.8%)、また物件費、補助費等、繰出金等からなるその他の経費は、3,298億3,606万円(構成比41.4%)となりました。(第4図)
- ・ 義務的経費は、前年度より0.8%減となりました。これは国の要請等を踏まえた給与削減により人件費が減少したこと等によるものです。
- ・ 投資的経費は、普通建設事業費の増加により3.1%増となりました。災害復旧事業費は、過去に発生した災害による災害復旧事業の完了等により減少しました。
- ・ その他の経費は物件費や積立金等の増により前年度より1.3%増となりました。

第4図 性質別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い



- ・ 市と町村を比較すると、扶助費の構成比は市が大きくなっていますが、市には福祉事務所が設置されており、生活保護等、町村に比べて担当する事務が多いことが理由です。「その他」の構成比は町村が大きくなっていますが、補助費等(市の構成比7.7%、町村の構成比11.9%)や繰出金(市の構成比11.3%、町村の構成比12.6%)に係る構成比の差によるものです。

### 3 財政指標等

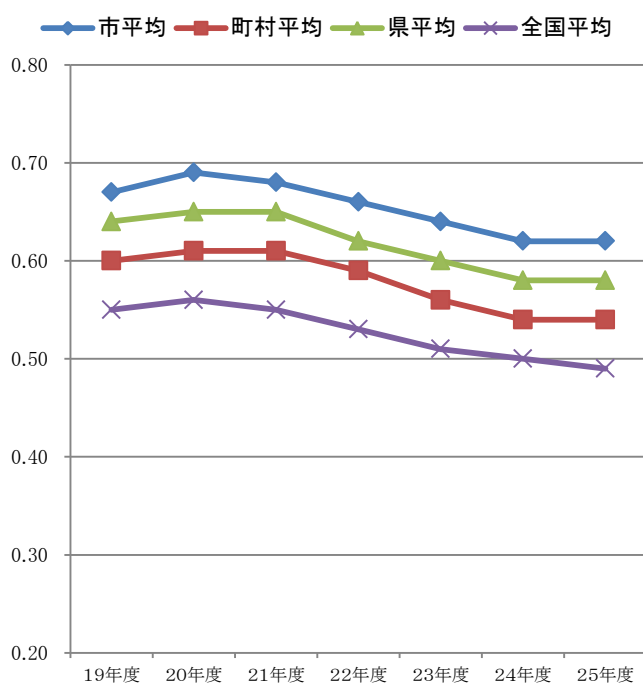
#### (1) 財政力指数

市町村の財政力を示す財政力指数は、市の平均値が0.62(前年度0.62)、町村の平均値が0.54(前年度0.54)、市町村全体の平均値が0.58(前年度0.58)となり、前年度から数値の異動はありませんでした。(第5図)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市平均	0.67	0.69	0.68	0.66	0.64	0.62	0.62
町村平均	0.60	0.61	0.61	0.59	0.56	0.54	0.54
県平均	0.64	0.65	0.65	0.62	0.60	0.58	0.58
全国平均	0.55	0.56	0.55	0.53	0.51	0.50	0.49

(単純平均。全国平均は特別区を除く。)

第5図 財政力指数の推移



(参考)

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- 財政力指数は3年平均で算出します。例えば平成25年度財政力指数は平成23～25年度の3年の平均値です。
- この指数は財政統計上用いる、財政力を示す指数であり、この指数が大きいほど財政力が強いことになります。

平成25年度 財政力指数の状況

財政力指数	団体数	市町村名
1. 0以上	0 (0)	
1. 0未満 ↓ 0. 9以上	2 (1)	△大垣市 岐南町
0. 9未満 ↓ 0. 8以上	3 (4)	岐阜市 各務原市 可児市
0. 8未満 ↓ 0. 7以上	6 (6)	多治見市 羽島市 美濃加茂市 瑞穂市 △垂井町 神戸町
0. 7未満 ↓ 0. 6以上	11 (10)	関市 瑞浪市 △土岐市 本巣市 ▽笠松町 養老町 安八町 大野町 北方町 坂祝町 御嵩町
0. 6未満 ↓ 0. 5以上	6 (7)	高山市 美濃市 海津市 関ヶ原町 輪之内町 池田町
0. 5未満 ↓ 0. 4以上	6 (7)	中津川市 恵那市 山県市 富加町 川辺町 八百津町
0. 4未満 ↓ 0. 3以上	6 (5)	飛騨市 郡上市 下呂市 ▽揖斐川町 七宗町 白川村
0. 3未満	2 (2)	白川町 東白川村

(注) 1 ( ) の数は平成24年度指数による団体数

2 △印は1階級上がった市町村

3 ▽印は1階級下がった市町村

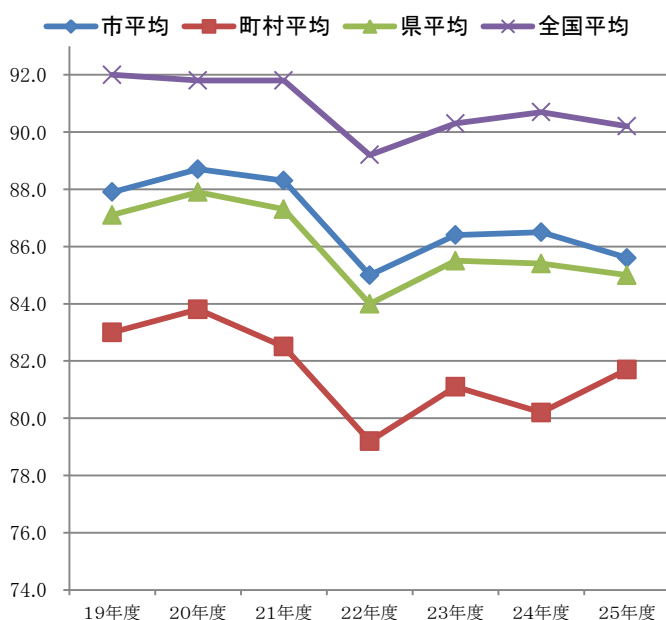
## (2) 経常収支比率

経常収支比率(平均)は、前年度より0.4ポイント低下し、85.0%となりました。(第6図)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市平均	87.9	88.7	88.3	85.0	86.4	86.5	85.6
町村平均	83.0	83.8	82.5	79.2	81.1	80.2	81.7
県平均	87.1	87.9	87.3	84.0	85.5	85.4	85.0
全国平均	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2

(加重平均。全国平均は特別区を除く。)

(%) 第6図 経常収支比率の推移



(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

- この比率は財政構造の弾力性を把握するものであり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示しています。

平成25年度 経常収支比率の分布

80%未満	9市町村
80%以上90%未満	29市町村
90%以上95%未満	4市
95%以上	なし

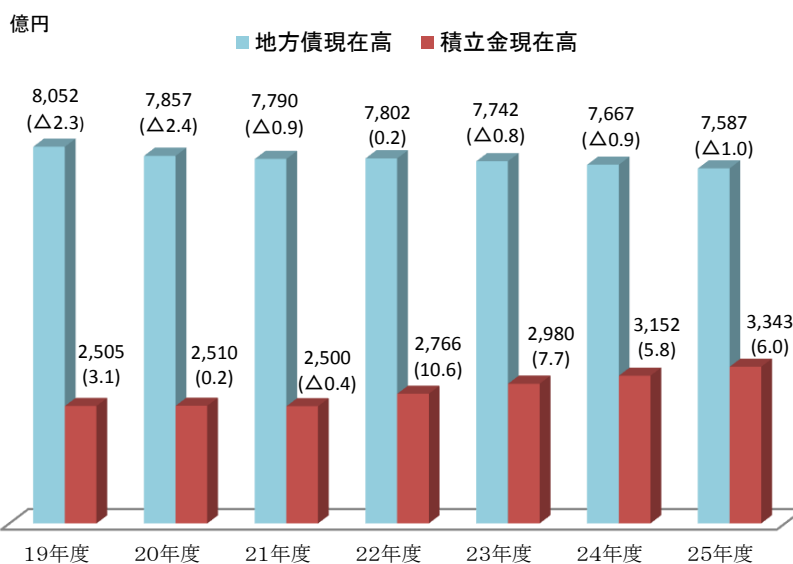
第7図 地方債現在高と積立金現在高

### (3) 地方債現在高

各団体において公債費負担の適正化に努力し地方債の発行を抑制したことにより、地方債現在高は3年連続の減少となりました。(第7図)

### (4) 積立金現在高

減債基金は減少したものの、財政調整基金及び特定目的基金は取り崩しを上回る額を積み立てたため、積立金現在高は増加しました。(第7図)



## 【 地方公共団体財政健全化法による25年度決算に基づく健全化判断比率の状況 】

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、各地方公共団体は毎年度、財政の健全化に関する4つの比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率。①～④をまとめて「健全化判断比率」。)を公表し、当該比率が「早期健全化基準」以上であった場合には自主的な財政の早期健全化を、「財政再生基準」以上であった場合には国等の関与による確実な財政の再生を図ることとされました。

各市町村では健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告し、公表しています。

### 《 概要 》

全市町村、健全化判断比率4指標とも、早期健全化基準未満

#### ① 実質赤字比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体とも実質赤字が生じず、「－」(比率なし)となりました。

#### ② 連結実質赤字比率

独立採算で運営することとされている公営企業の会計を含め、当該地方公共団体の全会計の赤字や黒字(地方公営企業法適用企業は資金不足額や資金剰余額)を合算し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体とも連結実質赤字が生じず、「－」(比率なし)となりました。

( 参 考 )

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ③ 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体か許可を要する団体かの判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率と同じ概念です。

県内市町村は、全団体とも早期健全化基準を下回りましたが、山口市(18.4%)は引き続き18%以上となったことから、起債許可団体となりました。なお、平成19年度から7年連続で18%以上であった郡上市は、18%未満となり、起債許可団体から脱却することとなりました。

18%未満	41市町村	18%以上の団体は、地方財政法において起債に許可を要することとなっています。
18%以上25%未満	山口市	
25%以上35%未満	－	25%は財政健全化法における早期健全化基準です。
35%以上	－	35%は財政健全化法における財政再生基準です。

( 参 考 )

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}*) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

\* 準元利償還金は、一般会計等から公営企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子等

※県内市町村の加重平均は7.1%、全国市町村の加重平均は8.6%

#### ④ 将来負担比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等において、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点(平成25年度末)での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体早期健全化基準を下回りました。

高山市、多治見市、関市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、岐南町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、七宗町及び白川村の17市町村は、地方債現在高などの将来負担額よりも、充当可能基金額などの充当可能財源が大きいため、「－」(比率なし)となりました。

$$\begin{aligned} \text{(参考)} \quad \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} * - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &+ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額} \end{aligned}$$

\* 将来負担額は、地方債現在高、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額、退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額 等

※県内市町村の加重平均は将来負担額より充当可能財源が多いため算出されない

全国市町村の加重平均は51.0%

## 4 むすび

平成25年度の市町村の普通会計の決算状況は、歳入・歳出総額ともに4年ぶりの増加となりました。歳入面では、地方交付税が6年ぶりに減少したものの、地方税や国庫支出金等が増加したことにより、総額では前年度を上回り、一方歳出面では、人件費は減少したものの、扶助費や普通建設事業費等が増加したことにより、総額では前年度を上回りました。また、地方債現在高は、各団体における公債費負担適正化のための地方債発行の抑制により3年連続で減少し、積立金現在高は4年連続の増加となりました。

主な財政指標では、経常収支比率(県加重平均)は0.4ポイント、実質公債費比率(県加重平均)は0.7ポイントの改善となっています。実質公債費比率の改善は、各団体が地方債の発行の抑制、繰上償還などに積極的に取り組んだ結果と考えられますが、起債許可団体の基準である18%以上の団体が引き続き1団体あり、個々に見ると依然として厳しい状況が続いている市町村があると言えます。

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)の公表が制度化され、比率が悪化した団体は、当該比率に応じ、自主的な早期健全化又は国等の関与による確実な再生を図ることとしています。県内市町村は、全団体が4指標とも早期健全化基準未満でしたが、全国では1団体が早期健全化基準を超え、1団体が再生基準を超えているところです。

今後の市町村の財政運営に当たっては、創意工夫により地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを進めていくとともに、明るい兆しが見え始めつつあるものの、地方税収の動向は依然として不透明である一方で、引き続き社会保障関係経費の増加が予想される厳しい状況の中、限られた財源の重点的配分と、経費全般の徹底した節減合理化を進め、住民に最も身近な地域主権の主体としての体質強化を図っていくことが重要となっています。